国税の　簡単！便利な！　国税庁

キャッシュレス納付のご案内

国税の納付は、**金融機関や税務署等の窓口に行く必要がない**、非対面の「キャッシュレス納付」が大変便利です。

1 ダイレクト納付

こんな方におススメ！
e-Taxで申告されている方、源泉所得税の毎月納付など頻繁に納付手続をされている方

さらに詳しい情報はこちら

ダイレクト納付の申込みをすることで、e-Taxから簡単な方法で口座引落しにより納付する方法です。

納付方法　パソコンやスマホから、即時又は納付日を指定して、口座引落しにより納付する方法です。

事前手続　e-Tax利用開始届出書、ダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。詳しくは裏面をご覧ください。

2 振替納税

こんな方におススメ！
申告所得税や個人事業者の消費税の確定申告書を提出する必要のある方

さらに詳しい情報はこちら

振替納税の申込みをすることで、毎年の確定申告等に係る国税を口座引落しにより納付する方法です。

納付方法　預貯金口座からの自動引落しにより納付する方法です。

事前手続　初回のみ振替依頼書の提出が必要です。
※ e-Taxによる提出が可能です。

3 インターネットバンキング等

さらに詳しい情報はこちら

納付方法　インターネットバンキング、モバイルバンキング又はATMから納付する方法です。

事前手続　インターネットバンキング又はモバイルバンキングの契約、e-Tax利用開始届出書の提出が必要です。

利用可能な金融機関については、「ペイジー（https://www.pay-easy.jp/）」でご確認ください。

4 クレジットカード納付

さらに詳しい情報はこちら

納付方法　「国税クレジットカードお支払サイト（https://kokuzei.noufu.jp）」からお手持ちのクレジットカードを利用して納付する方法です。※納付税額に応じた決済手数料がかかります（決済手数料は国の収入になるものではありません）。

振替納税、ダイレクト納付の申込みがオンライン（e-Tax）でできます！（注）個人の方に限ります。

国税の振替納税、ダイレクト納付を利用する場合には、事前に税務署又は金融機関に書面で依頼書を提出する必要がありましたが、令和３年１月からオンライン（e-Tax）で提出できます。

振替納税、ダイレクト納付の申込みの手順

STEP 01

ｅ－Ｔａｘにログイン

（１）ｅ－Ｔａｘを初めて利用される方は、ｅ－Ｔａｘの利用開始届出書をオンラインで提出してください（利用者識別番号が即時発行されます。）。

STEP 02

振替口座の情報を入力

（１）ｅ－Ｔａｘでご自身の氏名、住所、税務署名及び口座名義を入力します。
（２）ご利用の金融機関を選択し、金融機関のサイトで必要な情報を入力します。

STEP 03

「提出」ボタンを押して送信

（１）送信する前に、画面に表示された情報を確認してください。
（２）受信通知がメッセージボックスに格納されますので、必ずご確認ください。

振替納税、ダイレクト納付のオンライン申込みのメリット

- 金融機関又は税務署に**書面での提出が不要！**
- 振替依頼書又はダイレクト納付利用届出書の**記載が不要！**
- 金融機関届出印の**押印が不要！**
- **電子証明書が不要！**

利用できる金融機関

オンライン提出が利用できる金融機関については、国税庁ホームページにある
「オンライン提出利用可能金融機関一覧（振替納税）」
「オンライン提出利用可能金融機関一覧（ダイレクト納付）」
をご確認ください。

オンライン提出利用可能金融機関一覧（振替納税） ▶

オンライン提出利用可能金融機関一覧（ダイレクト納付） ▶

法人の方はこちらをご覧ください。

法人の方がダイレクト納付の申込みをする場合には、書面で提出する必要がありますので、「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」（ｐ３）をご利用ください。なお、記載要領については、国税庁ホームページ内「ダイレクト納付の手続」をご覧ください。

ダイレクト納付の手続 ▶

電子納税届出書記載要領 ▶

切り取り線で
切りはなして
提出してください

法人番号	

※個人の方は個人番号の記載は不要です。

国税ダイレクト方式電子納税依頼書
兼国税ダイレクト方式電子納税届出書

令和　　年　　月　　日提出

税務署長　あて

氏名（法人名及び代表者氏名）

私（当社）は、国税について、電子納税（ダイレクト方式）を利用することとしたいので届け出ます。
なお、税理士から申告書等を代理送信した場合には、税理士が私（当社）に代わって電子納税（ダイレクト方式）手続の実行をできるよう、あわせて届け出ます。

取扱金融機関　御中

私（当社）は、国税の納付を電子納税（ダイレクト方式）により納付することとしたいので、下記約定を確約の上、依頼します。

1　指定預貯金口座

住　所 （所在地）	（〒　　－　　）電話　　（　　） （申告納税地）	（金融機関お届け印）
氏　名 （法人名及び代表者氏名）	（フリガナ）	（印影が不鮮明な場合には、こちらにも押印してください。）
指定金融機関	銀　行・信用金庫 労働金庫・農　協 信用組合・漁　協	本　店・支　店 本　所・支　所 出張所
預金種別	1　普通　2　当座　3　納税準備　　口座番号（ゆうちょ銀行以外）	
ゆうちょ銀行	記号番号　　－	

2　振替日時：納付情報送付日時
3　利用開始日：ダイレクト方式電子納税（ダイレクト納付）登録完了通知の受信日以降

税務署整理欄

（不備事由）
1　金融機関番号エラー　　4　口座情報不完全
2　整理番号等未登録　　5　その他
3　重複入力　（　　）

入　力	訂正入力	送　付	登　録

金融機関番号							
整理番号							

約　　定

一　国税庁の電子情報処理組織を使用して私（当社）名義の国税の納付に必要な情報（以下「納付情報」という。）が送付されたときは、私（当社）に通知することなく納付情報に記録された金額を指定預貯金口座から引き落としの上、納付してください。この場合、当該納付に係る領収証書は省略されて差し支えありません。
二　前項の指定預貯金口座からの引き落としに当たっては当座勘定規定又は預貯金規定にかかわらず、私が行うべき小切手の振出又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出などいたしません。
三　指定預貯金残高が振替日時において納付情報に記録された金額に満たないときは、私（当社）に通知することなく納付情報を返戻されても差し支えありません。
四　この契約は、貴店（組合）が相当の事由により必要と認めた場合には私（当社）に通知されることなく解除されても異議はありません。
五　この契約を解除する場合には、私（当社）から税務署を経由して指定した金融機関に書面をもって届け出ます。
六　この取扱いについて、仮に紛議が生じても、貴店（組合）の責によるものを除き、貴店（組合）には迷惑をかけません。

金融機関整理欄

（不備返却事由）
A　印鑑相違　　F　住所相違
B　印鑑不鮮明　　G　支店名相違
C　口座番号相違　　H　その他
D　口座該当なし　（　　）
E　名義人相違
（備考）

受　付　印	印鑑照合	検　印

（口座識別番号）

（認証番号）

納付手続の特徴一覧

納付手段	便利に利用できる方	納付手続に必要なもの	利用可能税目	利用可能金額
ダイレクト納付	・e-Taxで申告をされている方 ・源泉所得税の毎月納付など、頻繁に納付手続きをされる方 ・日付を指定して納付されたい方	・e-Tax利用開始届出書の提出 ・ダイレクト納付利用届出書の提出	・全ての税目 ※納付手続方法により利用できない税目あり	・金融機関により異なる
振替納税	・申告所得税や消費税（個人）の確定申告書を毎年提出する必要のある方	・振替依頼書の提出	・申告所得税 ・消費税（個人）	・制限なし
インターネットバンキング等	・e-Taxで申告をされている方 ・インターネットバンキングやモバイルバンキングを利用されている方	・e-Tax利用開始届出書の提出 ・インターネットバンキング又はモバイルバンキングの契約	・全ての税目 ※納付手続方法により利用できない税目あり	・金融機関により異なる
クレジットカード納付	・クレジットカードを利用されている方 ・インターネットに接続できるPC・スマホ等をお持ちの方	・クレジットカード ※納付税額に応じた決済手数料あり	・全ての税目 ※印紙を貼りつけて納付する場合等、利用できない税目あり	・1,000万円未満かつカード利用可能範囲内

地方税より納付方法のご案内

○『地方税共通納税システム』から、次の税金が利用できます。
①法人都道府県民税 ②法人事業税 ③地方法人特別税 ④法人市町村民税⑤事業所税 ⑥個人住民税（特別徴収分、退職所得分）。
詳しくはeLTAXホームページ（https://www.eltax.lta.go.jp）をご覧ください。

※国税と地方税の電子納税の利用手続は、それぞれ手続が必要となります。
なお、地方税共通納税システムは、地方税共同機構が運営しています。

利用可能時間

電子納税の利用可能時間

下記のe-Taxの利用可能時間内で、かつ、ご利用の金融機関のシステムが稼働している時間となります。

e-Taxの利用可能時間

月曜日～金曜日（休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）24時間
（注）休祝日の翌稼働日は8時30分から利用開始となります。
毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日の8時30分～24時

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。

e-Taxホームページ https://www.e-tax.nta.go.jp　イータックス　検索

利用開始の手続き、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問（Q&A）に関する最新の情報については、e-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。

e-Tax ソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」（TEL.0570-01-5901）へお問い合わせください。
ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～ 17 時（土日祝日及び 12 月 29 日～1月3日を除きます。）です。

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

令和3年9月